

入 札 説 明 書

令和4年7月21日千葉市公告第564号により公告した木育おもちゃ製作業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

木育おもちゃ製作業務委託

(2) 委託案件の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月10日まで

(4) 履行場所

千葉市環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室及び発注者が別途指定する場所

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 過去5年度(平成29年度から令和3年度)に、木製製品の製作または木材調達の実

績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和4年8月1日(月)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

郵送による場合は、令和4年8月1日(月)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 提出場所

千葉市環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室

(3) 提出方法

持参または書留郵便

(4) 確認通知

令和4年8月4日(木)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書に関する質問について

質問がある場合は、「質問書」の様式に必要事項を記入し、後記9の契約事務担当課の電子メールに送付すること。

(1) 受付期間

令和4年8月4日(木)～令和4年8月10日(水)午後3時00分まで

(2) 回答方法

令和4年8月12日(金)までに千葉市のホームページで公表する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年8月18日(木)午前10時00分

場所 千葉市中央コミュニティセンター2階 資源循環部会議室

(2) 提出物

入札書及び積算内訳書

(3) 入札方法

入札者は、入札書等を二重封筒(内封筒及び外封筒)により、書留郵便または持参により提出すること。内封筒には必ず、委託名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘(糊付け、封印)すること。入札書等の入った外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

(4) 入札書等提出期限

令和4年8月17日(水)午後5時00分(必着)

(5) 入札書等提出先

千葉市環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室

(6) 入札書に記載する金額

入札金額は、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号第8条)に該当する場合は、免除とする。)

(8) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(9) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、再度入札を行う。

(2) 再度入札を行う場合は、再度入札への参加が可能な者へ、電子メールで初回の最低応札金額、入札書等の郵送先及び提出期限を通知する。

(3) 再度入札の回数は、1回とする。

(4) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札で無効とされた者又は、最低制限価格を設けた入札において、初回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室

電話 043-245-5504

電子メール kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp